

2-11.秋葉信仰にみる歴史的風致

(1)はじめに

浜松市の北半を含む北遠(遠州北部)の山間地は、古くから山岳修験の場となってきた。各地の山に信仰の拠点ができ、俗に、遠州には七天狗¹がいるとされてきた。

火防の神として知られる浜松市天竜区春野町の秋葉山は、全国の秋葉信仰の本山であるが、古来より、山岳信仰を基盤にした修験道の霊山でもあったのである。

秋葉山には、江戸時代まで、秋葉大権現を祀る秋葉社と聖観音を本尊とする秋葉寺が併存し、修験者三尺坊が護神とされていた。秋葉大権現の利益は武運長久を第一としており、秋葉神社には戦国時代の武将が奉納した多数の刀剣が伝えられている。江戸時代になると、一方で合戦がなくなり、他方で宿場をはじめとする密集した町屋が発達したことで、次第に武運長久よりも第二の利益だった防火の靈験に一層の期待が寄せられるようになった。江戸時代の後半には、遠江や三河を中心に、



図2-11-1 遠州秋葉山図(江戸時代)

全国各地に秋葉詣のための秋葉講が形成されるなど、京都の愛宕山と並ぶ火防の神として確立し、広く民衆の信仰を集めた²。

¹ 七天狗のメンバーには諸説があるが、一例をあげれば、秋葉山の三尺坊(天竜区春野町)、春埜山の太白坊(天竜区春野町)、光明山の笠峰坊(天竜区山東)、奥山の半僧坊(浜名区引佐町)、大日山の繁昌坊(周智郡森町)、大尾山の王子坊(掛川市居尻)、大乗院の三奴坊(磐田市中泉)が列挙されることである。

² 浜松城下にも浜松秋葉神社があるが、これは秋葉山から勧請し、建立したのははじまりとされ、全国各地に同様に秋葉神社が建てられている。東京都の秋葉原の語源もこうした秋葉信仰から派生したものである。

明治初期の神仏分離¹さらに廃仏毀釈²により、秋葉寺は山頂から分離し、一時、可睡齋(袋井市)に統合されたが、明治13年(1880)には秋葉山中腹に再興された。

天竜区春野町犬居の集落に近い秋葉神社下社から山頂にある上社に至る表参道のほか、参詣道は秋葉山を中心に網の目のように広がっている。これら参詣道は「秋葉街道(秋葉道)」と呼ばれ、信濃や三河をつなぐ流通経路としても栄えた³。参詣道には道標や道祖神、石仏などの石造文化財が豊富に残っている。また、市内には、秋葉信仰にまつわる風習や伝承が伝えられ、街道沿いや集落には、秋葉山常夜灯(秋葉灯籠)⁴やその鞆堂などが数多く残っている。参詣道が多く通過する地域は特に、秋葉山を遥拝する鳥居や常夜灯、道標などが随所に見られ、今でも各集落で信仰を集めている。

¹ 神仏習合を禁止し、神道と仏教を分離させる施策。これが過激化して、廃仏毀釈につながった。

² 神仏分離令により、寺院・仏像・仏具などを破棄し、仏教を排斥しようとする運動。

³ 『東海道名所図会』の解説によれば、江戸時代後半には、秋葉山への道法として、掛川宿から御油宿の間では東海道を離れ、戸倉や熊などを経由しながら秋葉山と鳳来寺山を参詣することが流行したといい、経由地にあたる集落は賑わったという。この経路は、現在では東海自然歩道としてハイキングに活用されている。

⁴ 浜松市内をはじめ、遠江・三河を中心にした地域では、秋葉講が盛んで、道路の辻に常夜灯として「秋葉さま」をまつる集落が多かった。これらを秋葉山常夜灯や秋葉灯籠という。



図2-11-2 浜松市周辺の主な秋葉街道

(2)歴史的風致を構成する建造物(信仰の拠点)

①秋葉山

ここで言う「秋葉山」は山の名前ではなく、山中に所在する宗教施設を中心とした一帯を指す。江戸時代までは山中一体で神仏混交¹であったが、明治政府の神仏分離令により、現在は神社と寺院に分かれている。標高 866 メートルの山頂付近に秋葉神社上社、気田川沿いの麓に下社がある。また江戸時代まで山頂付近に共存していた寺院は一旦廃され、可睡齋(袋井市)に引き継がれたものの、明治 13 年(1880)に秋葉山中の杉平に秋葉寺として再興された。上社は昭和 18 年(1943)の山火事で延焼し、現在の社殿が再建されたのは昭和 61 年(1986)のことである。参道の途中にある秋葉神社神門はこの火災を免れており、天保 2 年(1831)の棟札が残る。屋根は入母屋造銅板葺で、江戸時代の建築集団である信州上諏訪の立川流の作である。下社は、昭和 18 年(1943)の山火事後、山頂の再建が思うように進まないなか、参詣者の要望により造営されたといわれている。山頂の社殿(上社)再建後も、下社は、上社に登れない人の遥拝所としての機能を有し、信仰を集めている。

表参道は、坂下集落を経由して山頂に至る。下社付近と坂下には門前町及び宿が形成され、現在でもその面影が残っている。

坂下集落は、秋葉山の麓にあって、秋葉山の表参道の入口にあたる。沢沿いに急峻な坂に沿って茶屋や旅籠²が立ち並び、往時は坂下宿として多くの旅人を迎えていた。平成の初期には全ての旅館が営業をやめてしまったが、現在も茶屋や旅籠の面影を残す趣のある建物が多数残されている³。そのほかにも、集落内には古い常夜灯などが残り、宿場町としての



図2-11-3 秋葉神社上社



図2-11-4 秋葉寺



図2-11-5 秋葉神社神門



図2-11-6 秋葉神社下社門前

¹ 神仏習合とも言う。日本土着の神道と仏教の信仰が融合した状態であること。

² 旅館のこと。

³ 旅籠の一つであった「仲屋」は、旅館の営業はやめてしまったが、現在でもかつての旅籠の建物を利用し、同じ屋号で製造販売店を営んでいる。また、近年では、趣のある古民家を改装したカフェなども営業を始めている。

風情が感じられる。常夜灯は、現在は、電球を灯すものが新たに設置され、暗くなると明かりが灯り、坂下集落全体が暖かな光に包まれ、幻想的で神秘的な雰囲気が漂う。

坂下宿の入口にかかる橋は「九里橋」¹と呼ばれ、秋葉山への表参道 50 町²の起点となっている。九里橋という橋の名前は、東海道の掛川宿及び浜松宿からの距離が 9 里³(九里)にあたることから名付けられたと言われている。かつては、この橋の袂に茶屋や旅籠^{はたご}が軒を連ねていたという⁴。



図2-11-7 坂下宿(昼間、坂の中腹から下を臨む)



図2-11-8 九里橋と坂下宿
(背景は秋葉山、赤い橋が九里橋)



図2-11-9 坂下宿(夜間、常夜灯が灯った風景)

また、表参道沿いには、「町石⁵」が坂下集落入口の九里橋から秋葉山頂に至る参道 50 町の 1 町ごとに建てられ、そのうち数基が残っており、登山の目印となっている。これらの町石は、『静岡県歴史の道 秋葉街道⁶』(平成 8 年(1996)発行)によると、幕末のころに建てられたものである。また、参道沿いには、嘉永 5 年(1852)の秋葉山御開帳のときに建てられた、「嘉永五壬子(1852 年)二月開帳日」と刻まれた常夜灯も数多く確認できる。



図2-11-10 表参道の町石と常夜灯
(「第四町」めの町石と常夜灯)

¹ 九里橋は天竜川の支流、気田川へ注ぐ栃川に架かり、かつては木製の橋であったが、昭和 16 年(1941)の洪水で流失し、昭和 38 年(1963)にコンクリート製の橋に架け替えられたが、欄干が赤塗で再現された。欄干には、「昭和三十八年(1963)竣功」と刻まれている。

² 1 町は 109 メートル

³ 1 里は約 3.93 キロメートル

⁴ 戸数などの詳細は不明だが、明治期には最大 11 件の旅籠が存在したと言われている。

⁵ 丁石ともいう。

⁶ 静岡県教育委員会が、かつて実施した「歴史の道調査事業」の一環として、昭和 57 年(1982)度に発行した「秋葉街道」調査報告書を、その後の変化や新典拠の確認を踏まえた補足調査を加えて改訂したもの。

「第四町」と刻まれた町石の横にも、同様の刻銘がある常夜灯が並んでいる。そのほかにも、秋葉山中には、様々な寄進者による常夜灯が参道沿いに残されている。

表2-11-1 秋葉山中(表参道沿い)に残る常夜灯 (その1)

和暦	西暦	月	寄贈者等	位置	備考
嘉永 5	1852	2	酒井某	1町目付近	同一年月の同規格のものが、坂下口参道(表参道)に総計27基残存
嘉永 5	1852	2	遠州天宮の木田仁右衛門	3町目町石傍ら	
嘉永 5	1852	2	遠州金谷宿の子講中	4町目町石傍ら	
嘉永 5	1852	2	遠州天宮の野口小兵衛	5町目町石傍ら	
嘉永 5	1852	2	某	5町目の秋葉山一の鳥居址の前	
嘉永 5	1852	2	某	5町目の秋葉山一の鳥居址の前、寛政7年(1795)の常夜灯の隣	
寛政 7	1795	5	江戸三河町一丁目の講中	5町目の秋葉山一の鳥居址の手前	
嘉永 5	1852	2	遠州恒武の小栗武右衛門	8町目付近	
嘉永 5	1852	2	遠州向島の河村利右衛門	9町目付近	
嘉永 5	1852	2	遠州内野の横田某	10町目付近	
嘉永 5	1852	2	遠州安間村の金原久右衛門	13町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州田尻の村松久兵衛ら	14町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州島田宿の川方中	15町目付近	
嘉永 5	1852	2	某	16町目付近	
嘉永 5	1852	2	某	17町目付近	
嘉永 5	1852	2	三州吉田宿の魚町講中	18町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州藤枝宿の人々	20町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州城之腰村の人々	23町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州城之腰村北新田・同鯛ヶ島村魚船中	27町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州の某	28町目付近	対をなす
嘉永 5	1852	2	駿州北新田村中	28町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州中里村の人々	30町目の秋葉山二の鳥居址の手前	
文化 3	1806	5	尾州知多郡の村人達	30町目の秋葉山二の鳥居址の手前	対をなす
文化 3	1806	5	尾州知多郡の村人達	30町目の秋葉山二の鳥居址の手前	
嘉永 5	1852	2	駿州藤枝宿の人々	40町目付近	
嘉永 5	1852	2	駿州見付宿の若狭屋	45町目付近の秋葉寺仁王門の手前	
嘉永 5	1852	2	駿州藤枝宿の吹屋町・鍛冶町の人々	45町目付近の秋葉寺仁王門の手前	
嘉永 5	1852	2	駿州都築村の石原孫兵衛	45町目付近の秋葉寺仁王門の手前	
嘉永 5	1852	2	駿州藤枝宿の人々	45町目付近の秋葉寺仁王門の手前	
嘉永 5	1852	2	某	秋葉神社隨身門 ¹ 手前、秋葉神社御旅所址の前	

¹ 秋葉神社神門のこと。表の作成に際し参照した『静岡県歴史の道 秋葉街道』(平成8年(1996)発行)には秋葉神社隨身門の名称で記載されている。

表2-11-1 秋葉山中(表参道沿い)に残る常夜灯 (その2)

和暦	西暦	月	寄贈者等	位置	備考
寛政 6	1794	9	尾州名古屋の桑名屋伊右衛門	秋葉神社隨身門の手前	対をなす
寛政 5	1793	5	尾州名古屋の桑名屋伊右衛門	秋葉神社隨身門の手前	
明和丁亥	1767	5	某	秋葉神社隨身門の手前	
天明 9	1789	1	遠州榛原郡川尻村の人々	秋葉神社隨身門の手前	
宝暦 9	1759	11	三州宝飯郡前芝村の山内善左衛門	秋葉神社隨身門の手前	
嘉永 2	1849	初夏	某	秋葉神社隨身門の手前	
文政11	1828	6	掛川藩家中と町在	秋葉神社隨身門の後ろ	対をなす
文政 2	1819	6	掛川藩家中と町在	秋葉神社隨身門の後ろ	
文政 5	1822	1	遠州見附宿の人々	秋葉神社隨身門の後ろ	対をなす
文政 5	1822	1	遠州見附宿の人々	秋葉神社隨身門の後ろ	
文政 2	1819	12	山田好諄	秋葉神社隨身門の後ろ	対をなす
文政 2	1819	12	山田好諄	秋葉神社隨身門の後ろ	
嘉永 3	1850	5	尾州名古屋志水の近江屋市兵衛ら	秋葉神社隨身門の後ろ	もとは文政 13 年(1830)に建てられたものを嘉永3年(1850)に再建
安永 9	1780	—	豊田郡寺谷村某ら	秋葉神社本殿裏に新しくつくれた参道に移設	

また、表参道の途中、5 町目の秋葉山一の鳥居¹のあった付近、坂下集落の西側の丘陵上には、秋葉寺の里坊である千光寺も位置している。



図2-11-11 秋葉寺里坊 千光寺

¹ 秋葉山の表参道の5町目に建てられた鳥居で、秋葉山中の表参道沿いとしては1つ目の鳥居となり、『静岡県歴史の道 秋葉街道』(平成8年(1996)発行)には「秋葉山一の鳥居」として記載されているが、現地では「三の鳥居跡」の案内板が建つ。正徳4年(1714)、彦根第7代藩主井伊直惟が建立した、額の掛かる銅鳥居であったという。戦時中に金属品供出によって銅版がはがされた経緯があり、本体は昭和30年代まで残存したというが、今は基礎すら残っていない。

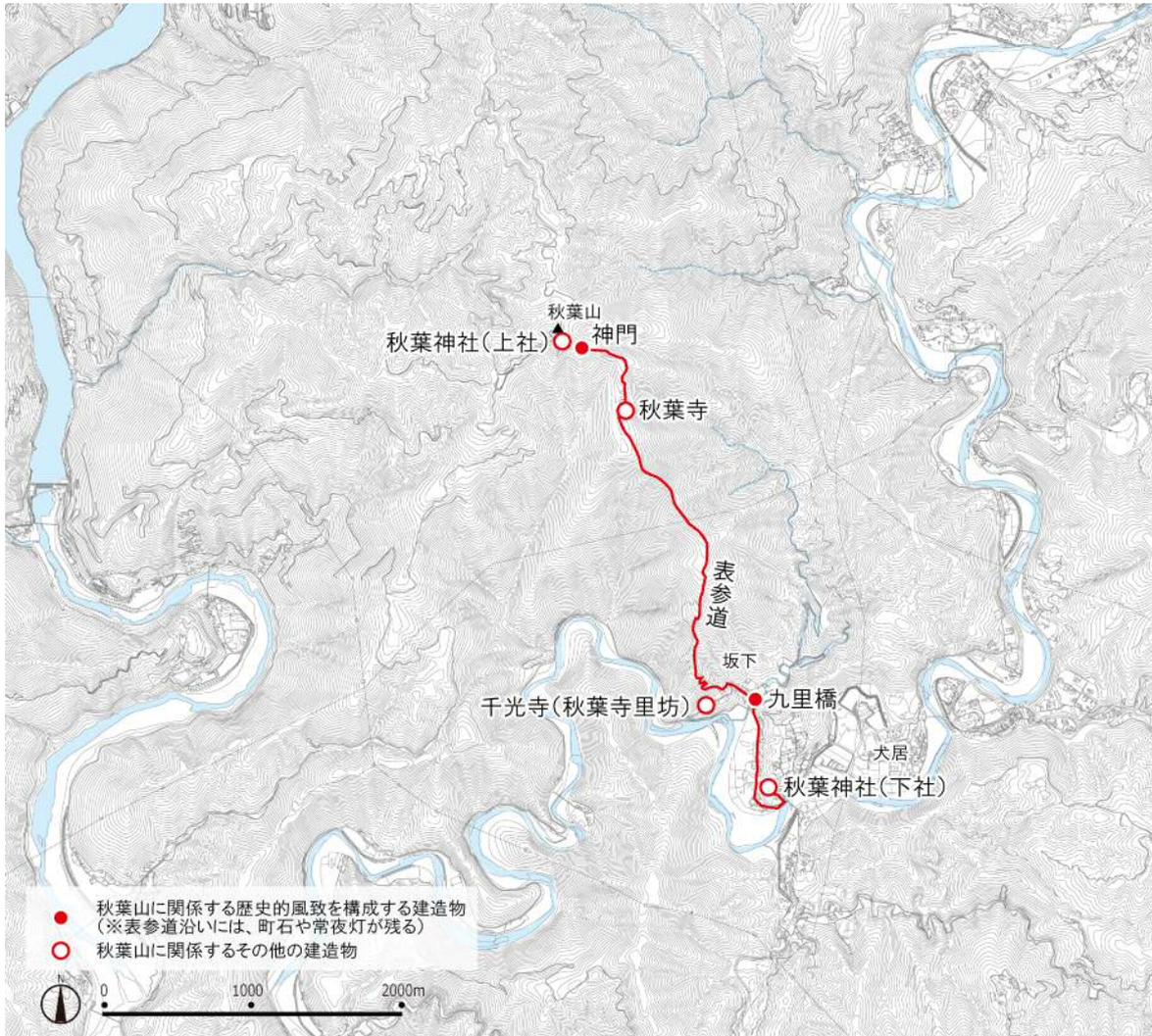


図2-11-12 秋葉山周辺図

②秋葉山遥拝鳥居と秋葉山常夜灯

ア. 小松秋葉神社と小松秋葉大鳥居(表2-11-2 2番と同敷地)

浜松宿から北上する秋葉街道沿いの、通称宮口街道との交差点(浜名区小松東町)の脇には、小松秋葉神社があり、境内の「小松秋葉大鳥居」は、高さ7.3メートル、柱間6メートル、柱回り2.1メートルの花崗岩製で、「文政五年壬午(1822)五月建之」と刻まれている。石製の鳥居としてはこの地方で最大級のものである。この鳥居は、秋葉神社の「二の鳥居」とも呼ばれ、「一の鳥居」は浜松宿の東海道と秋葉街道の分岐点にあたる田町にあったが、すでに撤去されている。二の鳥居のある場所は浜松から二俣に向かう秋葉街道ではほぼ中間地点で、宮口街道との分岐点にあたり、鳥居の手前には、「右 秋葉三尺坊道 左 奥山半僧坊道」と刻まれた道標も残されている。



図2-11-13 小松秋葉大鳥居と小松東町の龍燈

この大鳥居は、当時の小松村の人びとがここで朝夕に秋葉山を遥拝するために建立したと言われている。製作は岡崎(愛知県)の石工に依頼した。安政の東海地震で一旦倒れたが、同じ石工に頼んで建て直したと伝わる。鳥居の奥の本殿のほか、鳥居の手前にも祠ほこらが置かれている。また、敷地内には石製常夜灯(市指定有形文化財「小松秋葉山常夜燈」)とそれを覆う木造の鞘堂さやどう(龍燈¹)が現存する。これは、街道沿いや西側にあったものを移築したものである。常夜灯は高さ176センチメートル、柱正面に「永代常夜燈」、正面から見て右側面に「明和五戊子年(1768)六月吉日」、左側に道標を兼ねて「右 あきはみち」、背面に「願主 小松村中」と刻まれているが、移築して方向が変わったため、現在は道標としての意味はなさない。

イ. 秋葉山常夜灯(秋葉灯籠)²と龍燈(鞘堂)

浜松市内には、秋葉街道沿いを中心に多数の秋葉山常夜灯(ならびに鞘堂さやどう)が現存する。秋葉山常夜灯は、江戸時代中期以降、秋葉信仰が全国的な広がりを見せ、多くの人々が秋葉山へ参詣するようになると、秋葉山へ参詣する人々の道しるべとして、街道沿いや村の辻などに建てられた。街道沿いでない場所にもあるのは、町内の安全や防火を祈願して市内の集落に広がったからであると考えられている。古いものでは江戸時代中ごろの年号を刻むものがあり、秋葉信仰が全国的に広がった時代と一致する。近代になってからも新設や改修の歴史を見ることができ、「平成」や「令和」の年号で改築されたものもあるほか、今でも夜間に点灯するものがあるなど、集落での秋葉信仰は継続している。

¹ 秋葉山常夜灯を保護する鞘堂を、浜名区内やその周辺では特に「龍燈」と呼んでいる。ただし、鞘堂と中の秋葉山常夜灯を一体的に指して龍燈と呼称する場合や、秋葉さまを祀ってはいるが鞘堂のみで中に常夜灯がないものも龍燈と呼称している場合が多い。ここでは、こうした鞘堂を「龍燈」とし、鞘堂の中の常夜灯(灯籠)または鞘堂がなく常夜灯(灯籠)のみのものを「秋葉山常夜灯」と区別して表現することとする。

² 常夜灯のうち、特に秋葉さまを祀るなど秋葉信仰を示唆するものを秋葉山常夜灯、秋葉灯籠と呼んでいる。

なかでも、浜北地域には、特に数多くの秋葉山常夜灯及びその鞘堂が残されている(浜北地域内に残る秋葉山常夜灯及びその鞘堂の位置については、表2-11-2及び図2-11-24参照)。浜北地域は、天竜川の扇状地にあたり、その扇中央にあたる二俣・鹿島を結節点として放射状に街道が通っている。このうち、浜松宿に向かう街道がこの地では秋葉街道(秋葉道)の代表とされるが、そのほかにも参詣の道として秋葉山に通じている。なお、こうした街道の分岐点には、秋葉山の道標が建てられ、この道標は、現在でも各地に残されている。

秋葉街道沿いにあたり、街道が合流してくる浜北地域内やその周辺の地域では、秋葉信仰が盛んとなり、街道沿いの集落には、数多くの秋葉山常夜灯及びその鞘堂が築かれた。この鞘堂及び常夜灯は浜北地域を中心に特に「龍燈¹」と呼ばれており、地域内では36か所の龍燈が現存する。これら龍燈が建てられ始めたのは江戸時代後期とみられており、明治期には特に盛んに建造された。養蚕業が盛んな時期には、組み物や欄間彫刻が特徴的な、豪華な龍燈が作られた。上島地区(浜名区)の新田組²の龍燈(市指定有形文化財「上島新田組秋葉山常夜灯鞘堂」)はその代表である。また、鞘堂(龍燈)のない秋葉山常夜灯(秋葉灯籠)も含めると、浜北地域内に現存する秋葉山常夜灯及び龍燈は合わせて100か所以上にも及ぶ。秋葉山常夜灯のなかでも、浜北地域に残る最も古いものは明和5年(1768)のもので、小松秋葉大鳥居の傍の小松東町地区の龍燈内の常夜灯のほか、寺島南地区の山王組の常夜灯、貴布祢4区の常夜灯と、計3か所が確認されている。



図2-11-14 道標が残る貴布祢の三叉路
秋葉街道旧道と宮口方面への街道の分岐に立つ「秋葉街道貴布祢の道標」



図2-11-15 上島(新田組)の龍燈



図2-11-16 寺島南(山王組)の常夜灯



図2-11-17 寺島南(山王組)の龍燈

¹ 地元では、「龍燈」と表記する機会が多いが、「竜灯」と表記されることもある。

² 各地区がさらに細分化された町内会や隣保、集落などの組織の名称で、浜北地域内には〇〇組と呼称するところが多々ある。

a. 小林上地区の秋葉山常夜灯 (表 2-11-2 44 番)

小林上地区(浜名区)の秋葉山常夜灯は石製で、中台正面には「秋葉山」、竿部正面に「常夜燈」、背面に「大正十四年(1925)十二月建之」と刻む。現在は心宝寺の南側の辻に立つが、数年前に道路工事で 10 メートルほど北へ移築されたものだという。移築に際し、かつての台座が取り払われたが、現在でも基壇を含めた高さは約 3.5 メートルある。



図2-11-18 小林上の常夜灯

b. 寺島南地区(門前西・間渡組)の秋葉山常夜灯・龍燈 (表 2-11-2 17 番)

寺島南地区(浜名区)の門前西・間渡組の龍燈は、上部が木造、下部がコンクリート造の切妻造の屋根の建物である。現在の龍燈は、棟札によると、昭和 38 年(1963)に神明宮改築と共に現在の位置に移転改築されたもので、天保 13 年(1842)の、移転前の旧龍燈の棟札も残っている。龍燈の中



図2-11-19 寺島南(門前西・間渡組)の常夜灯



図2-11-20 寺島南(門前西・間渡組)の龍燈

中に残る常夜灯は瓦製の灯籠で、火袋部分より下部の台や竿の部分がなく、当初からこの形であったのかははっきりしない。龍燈の中にはほかに、「秋葉神社」と朱書きされた木製の灯明箱や、祭典の際に掲げる幟をしまうための幟箱などが残されている。

c. 小松八幡地区の秋葉山常夜灯 (表 2-11-2 1 番)

小松八幡地区(浜名区)の秋葉山常夜灯は石製で、台座を含めた高さは約 4 メートルある。竿部正面に「秋葉山」、背面に「大正二年(1913)□月」と刻むが、背面の刻字の一部は判読が困難である。現在は、浜名協働センター附属体育館の東側に立つが、これは平成 31 年(2019)に、浜名中学校の移転に際して街区の角から西へ 130 メートルほど移転されたもので、台座などが新しく作り替えられたが、常夜灯の本体部分は大正期の建立当時のものが利用されている。



図2-11-21 小松八幡の常夜灯

ひがし み その ひがし み そのにし りゅうとう
d. 東美蘭地区(東美蘭西組)の秋葉山常夜灯・龍燈 (表 2-11-2 37 番)

東美蘭地区(浜名区)の東美蘭西組の龍燈は、木造で、切妻造の屋根の建物である。現在の龍燈は、堂内の寄附者芳名書きによると昭和 63 年(1988)に再建されたものだが、再建前の棟札も残されていて、これによれば、最初の龍燈が建てられたのは嘉永 5 年(1852)で、明治 21 年(1888)にも再建されている。現在、龍燈に設置されている欄間彫刻は、改築前の龍燈のものを再使用したものだという。龍燈の背後には幟立てが建てられていて、「明治廿九年(1896)九月建立」と刻まれている。龍燈の中には、木製の常夜灯が納められている。龍燈の中にはほかに、大正 4 年(1915)の年号の刻まれた木製の灯明箱や、昭和 15 年(1940)に、祭典の際に掲げる幟を寄付したことを記した板書き、昭和 9 年(1934)の代参帳などが残されている。



図2-11-22 東美蘭西組の龍燈

表2-11-2 浜北地域の秋葉山常夜灯・龍燈 (その1)

番	地区	建立年		特記事項	備考
		常夜灯	龍燈		
1	小松	大正 2 年 (1913)	—	昭和 35 年(1960)の幟旗あり 明治 43 年(1910)の保管箱(奉納帳やお札などを入れる箱)あり 灯明箱が回り、毎晩当番が常夜灯に行きろうそくに火をつけて拝んでいる	小松八幡地区の秋葉山常夜灯 (P2-11-11)
2	小松	明和 5 年 (1768)	不明	1/28、9/28 には傍の小松秋葉神社にて小松鳥居祭が行われる。1/28 の小松鳥居祭では、古いお札や正月飾りを引き取っている(いわゆる焼納祭)	小松東町地区の秋葉山常夜灯・龍燈(市指定有形文化財「小松秋葉山常夜灯」) (P2-11-9)
3	小松	大正 6 年 (1917)	—	移転前は龍燈があった	
4	小松	昭和 33 年 (1958)	—	移転前は龍燈があったが、中の常夜灯のみ移転した	
5	小松	平成 5 年 (1993)	—	かつては龍燈だったかもしれないとの記録が残る	
6	小松	昭和 45 年 (1970)	—	移転再建前は龍燈(明治 7 年(1874)建立)があった	
7	内野	不明	—	以前は龍燈があった	
8	内野	不明	—	毎日順番で、ろうそくを灯してお参りしている	
9	内野	大正 10 年 (1921)	—	昭和 2 年(1927)の幟立てあり (60~70 年前は回覧板がまわり各戸で灯明をあげた)	
10	内野	明治 19 年 (1886)		昭和 3 年(1928)「昭和大典記念」の刻銘ありの幟立てあり	
11	内野	不明	平成 29 年 (2017)	平成 29 年(2017)の移転新築前も龍燈があった 毎日回覧板がまわり、1 日交代で龍燈にお参りに行く 昭和 30 年(1955)の回覧版が保存されており、「火を大切に扱うように・秋葉様への参拝」などについて記載されている	
12	染地台 四丁目	昭和 62 年 (1987)	—	1 月 15 日ごろの日曜日におまつりを行い、その際、代参の時に秋葉山からもらってきた火種(実際は火の消えた小さな薪)を常夜灯の火袋に入れて火を灯す	
13	平口	天明 5 年 (1785)	—	以前は龍燈があった	

表2-11-2 浜北地域の秋葉山常夜灯・龍燈（その2）

番	地区	建立年		特記事項	備考
		常夜灯	龍燈		
14	平口	昭和 23 年 (1948)	—	大正 11 年(1922)の幟立てあり もとは龍燈(明治 19 年(1886)建立)があった	
15	平口	昭和 5 年 (1930)	—	昭和 46 年(1971)の幟立てあり	
16	寺島	明和 5 年 (1768)	昭和 63 年 (1988)	灯明箱が残されている (昭和 20 年代までろうそく点灯)	寺島南地区(山王組)の秋葉山常夜灯・龍燈 (P2-11-10)
17	寺島	不明	昭和 38 年 (1963)	灯明箱が残されている 旧龍燈の棟札(天保 13 年(1842))あり	寺島南地区(門前西・間渡組)の秋葉山常夜灯・龍燈 (P2-11-11)
18	寺島	明治 20 年 (1887)	—	大正 12 年(1923)の幟立てあり	
19	寺島	明治 37 年 (1904)	—	大正 5 年(1916)の幟立てあり	
20	寺島	—	平成 2 年 (1990)	昭和 32 年(1957)・平成 2 年(1990)の棟札あり 文政 13 年(1830)の棟札もあったと伝わる 大正 8 年(1919)の幟立てあり	
21	寺島	—	平成 4 年 (1992)	以前の龍燈は明治の初めにはあった	
22	高畑	昭和 11 年 (1936)	—	幟立ては常夜灯建立当時のものと言われている	
23	高畑	不明	—	大正 5 年(1916)の幟立てあり	
24	高畑	享和 4 年 (1804)	—		
25	中条	大正 7 年 (1918)	—		
26	中条	不明	—		
27	中条	安政 4 年 (1857)	平成 10 年 (1998)	(かつては、当番は、1 年間常夜灯にろうそくの明かりを灯した)	
28	中条	昭和 11 年 (1936)	—		
29	西美園	大正 13 年 (1924)	—	明治 44 年(1911)と平成 19 年(2007)の幟立てあり 大正期の建立当時から電灯で灯していた 以前は龍燈があったといわれる	
30	西美園	—	平成 22 年 (2010)	平成 22 年(2010)の破損改築前も龍燈(明治 43 年(1910)ごろ移転新築)があった	
31	西美園	昭和 25 年 (1950)	—	以前は龍燈があった (以前は木箱(灯明箱か)がまわり、家庭ごとに拝みに行った)	
32	西美園	昭和 7 年 (1932)	—	大正元年(1912)の幟立てあり 昭和 7 年(1932)の移転改築前は龍燈があった	
33	西美園	大正 6 年 (1917)	—	大正 6 年(1917)の幟立てあり(銘はそのまま破損後再建したもの) (昔は常夜灯にろうそくを灯していた)	
34	横須賀	明治 20 年 (1887) か	—	大正 12 年(1923)の幟立てあり 常夜灯の刻銘は「明治廿〇七〇」(〇は判読不能)であり、20 年(1887)7 月か 27 年(1894)か判読できない	
35	横須賀	明治 36 年 (1903)	—		
36	東美園	寛政 6 年 (1794)	令和 2 年 (2020)	令和 2 年(2020)の建替え前も龍燈(建立年不明)があった 大正 15 年(1926)の幟立てあり	

表2-11-2 浜北地域の秋葉山常夜灯・龍燈（その3）

番	地区	建立年		特記事項	備考
		常夜灯	龍燈		
37	東美園	昭和63年(1988)		明治29年(1896)の幟立てあり 明治21年(1888)再建(燈籠一宇)の棟札(「維時嘉永五壬子(1852)二月吉辰…(中略)…明治廿壹年子(1888)再建」との記載ありあり 昭和63年(1988)龍燈再建時の寄附者芳名額あり 紀元二千六百年(昭和15年(1940))幟対(一対)寄附人の木札あり 明治42年(1909)秋葉神社代参講の設立書き、昭和9年(1934)の秋葉山代参帳あり 大正4年(1915)の灯明箱が残されている	東美園地区(東美園西組)の秋葉山常夜灯・龍燈(P2-11-12)
38	東美園	平成25年(2013)	—	平成25年(2013)の改築前は龍燈(中には常夜灯なし、昭和22年(1947)ころに改築)があった	
39	東美園	嘉永6年(1853)	—	大正5年(1916)の寄附人を記した石柱あり	
40	油一色	天保12年(1841)	—	昭和49年(1974)の幟立てあり(昭和20年(1945)ころまではろうそく、昭和35年(1960)から電灯で点灯)	
41	本沢合	平成10年(1998)	—	以前の常夜灯は昭和28年(1953)建立のブリキ製だったが、平成10年(1998)に移転新築され石灯籠となった。ブリキ製の前は龍燈(大正2~3年(1913~1914)ころ焼失したあと、建立されたもの)があった	
42	本沢合	大正7年(1918)	—	大正7年(1918)以前のは木造だった(戦中までろうそくの入った袋を各家庭にまわしていた)	
43	小林	昭和53年(1978)	—	大正10年(1921)の幟立てあり 以前は龍燈があった 刻銘から、明治26年(1893)再築後、昭和53年(1978)再建か(「奉再築明治廿六癸巳四月」と「奉再建昭和五十三年五月吉日」の刻銘あり)	
44	小林	大正14年(1925)	—		小林上地区の秋葉山常夜灯(P2-11-11)
45	道本	昭和34年(1959)	—	昭和34年(1959)の幟立てあり(昭和34年(1959)までは龍燈があり、当番により毎晩交代で点灯していた) (昭和34年(1959)まであった龍燈は、常夜灯の後ろの「道本石松の祠」として使用されている) (地元資料には、文化12年(1815)に龍燈が設けられ、明かりを灯したことが記されている)	
46	沼	文政3年(1820)	不明	(以前は種油で灯明をあげていた)	
47	貴布祢	昭和11年(1936)	—		
48	貴布祢	昭和41年(1966)	—	火袋より上部が令和2年(2020)に取り外された(傾いたため)	
49	貴布祢	昭和8年(1933)	—		
50	貴布祢	昭和28年(1953)	—		
51	貴布祢	不明 ※昭和28年(1953)、昭和57年(1982)に移動、昭和62年(1987)火袋部分取り換え	—	大正3年(1914)の帳箱あり 昭和39年(1964)及び昭和41年(1966)の奉納帳、大正3年(1914)の神拝記などが残る	
52	貴布祢	明和5年(1768)	不明	明治29年(1896)の幟立てあり	
53	善地	—	平成2年(1990)	中に改築記の額があり、「昭和八年(1933)…」と読める平成2年(1990)に現在地へ移転・再建	
54	竜南	—	昭和54年(1979)	昭和50年(1975)に改修、昭和54年(1979)に改築	

表2-11-2 浜北地域の秋葉山常夜灯・龍燈（その4）

番	地区	建立年		特記事項	備考
		常夜灯	龍燈		
55	竜南	不明	—	現在の常夜灯の左後ろには、それまでの常夜灯が残る常夜灯の足元にある石材に「元治二(1865)」「夜燈」と読めるものがあり、先々代の常夜灯かと思われる昭和 50 年(1975)ころ現在地に移転	
56	竜南	不明	—	以前は龍燈があった昭和 50 年(1975)ころ現在地に移転し常夜灯のみになった	
57	竜南	不明	—	昭和 50 年代に現在地に移転(かつてのお札を入れる箱には「昭和 39 年(1964)」の記載があった)(50 年以上前には、ろうそく当番がまわっていた)	
58	高菴	昭和 3 年 (1928)	—	昭和 16 年(1941)と平成 14 年(2002)の幟立てあり	
59	八幡	不明	—	堤防改修の際、現在地に移転(以前は周り番でろうそくを灯した)	
60	永島	昭和 2 年 (1927)	—		
61	永島	昭和 25 年 (1950)	—		
62	上善地	大正 3 年 (1914)	—		
63	上島	—	平成 12 年 (2000)	平成 12 年(2000)の建替え前も龍燈(明治 42 年(1909)以前に建立されたもの)があった毎晩当番が龍燈へ行き、ろうそくに火をつけて拝んでいる	
64	上島	—	明治 35 年 (1902)		上島地区(新田組)の龍燈(市指定有形文化財「上島新田組秋葉山常夜燈鞘堂」)(P2-11-10)
65	上島	不明	不明 ※彫刻は明治 36 年(1903)ごろ	平成 13 年(2001)の幟立てあり明治 32 年(1899)の寄附台帳が残る	
66	上島	昭和 5 年 (1930)	—		
67	上島	平成 12 年 (2000)	—	平成 12 年(2000)建替え前の常夜灯は建立年代不明(以前は、毎夕、常夜灯にろうそく点灯)	
68	中瀬	—	不明		
69	中瀬	明治 35 年 (1902)	—		
70	中瀬	不明	不明 ※嘉永年間(1848-1854)に建立)	常夜灯の火袋部分は、平成初期のころに作り替えたもの平成 14 年(2002)の灯明道具が残されている(以前は、毎晩常夜灯にろうそく点灯)	
71	中瀬	令和 元年 (2019)	—	令和元年(2019)の建替え前は龍燈(昭和 35 年(1960)に改修された履歴あり)があった	
72	中瀬	昭和 57 年 (1982) 移転改築	—		
73	中瀬	大正 3 年 (1914)	—		
74	中瀬	昭和 15 年 (1940) ※紀元二千六百年記念	—		
75	中瀬	大正 4 年 (1915)	—		
76	中瀬	明治 29 年 (1896)	—		
77	中瀬	—	昭和 59 年 (1984)	昔の燈火道具が残されている	

表2-11-2 浜北地域の秋葉山常夜灯・龍燈（その5）

番	地区	建立年		特記事項	備考
		常夜灯	龍燈		
78	中瀬	天明 3 年 (1783)	平成 11 年 (1999)	平成 11 年(1999)の建替え前も龍燈(安政 3 年(1856 建立)があった	
79	中瀬	昭和 6 年 (1931)	—	昭和 6 年(1931)の職立であり	
80	中瀬	—	不明 ※昭和 60 年(1985)改修		
81	中瀬	—	不明		
82	於呂	明和 6 年 (1769)	—		
83	根堅	不明	—		
84	根堅	—	不明 ※昭和 51 年(1976)には存在		
85	根堅	昭和 23 年 (1948)		大正 15 年(1926)の職立であり (昭和期の終わりころまでは常夜灯にろうそく点灯)	
86	根堅	不明 ※明治末期と推定されている	—	昭和 59 年(1984)には既に電灯で点灯 常夜灯の火袋部分は、平成 29 年(2017)に修繕されている	
87	尾野	昭和 42 年 (1967)	—	(以前は木の祠(龍燈?)で交代で火をつけていた)	
88	尾野	不明	平成 元年 (1989)	平成元年(1989)の建替え前も龍燈(嘉永4年(1851)建立)があった (以前は、交代で、火をつけたろうそくなどを持って行っていた)	
89	尾野	—	平成 17 年 (2005)	平成 17 年(2005)の移転新築前には、昭和 29 年 (1954)に移転された龍燈があった (かつては当番が毎日順番で電球を点灯した) (かつては灯明箱を回して挿んだ)	
90	宮口	令和 元年 (2019)	—	令和元年(2019)建替え前の常夜灯は建立年代不明	
91	宮口	大正 10 年 (1921)	—		
92	宮口	不明	—		
93	宮口	—	不明		
94	宮口	—	平成 3 年 (1991)	灯明箱が回り、毎晩当番が龍燈に行きろうそくに火をつけて挿んでいる 以前の龍燈は昭和 20 年(1945)に爆撃機が撃墜された際に焼失、その後は鉄製の常夜灯のみが置かれていた	
95	宮口	—	不明		
96	宮口	—	平成 2 年 (1990)	昭和 5 年(1930)の職立であり (100 年ごとに建て替える)	
97	宮口	不明	明治期		
98	宮口	不明	—		
99	宮口	不明		灯明箱が回り、毎晩当番が龍燈に行きろうそくに火をつけて挿んでいる	
100	新原	平成 19 年 (2007)	—	平成 19 年(2007)の建替え前は龍燈があった	
101	新原	昭和 41 年 (1966)	—	毎月のお日待ちの日に常夜灯にろうそく点灯	
102	新原	—	昭和 58 年 (1983)		
103	新原	昭和 42 年 (1967)	—	大正 15 年(1926)の職立であり 昭和 42 年(1967)以前は龍燈があった	

表2-11-2 浜北地域の秋葉山常夜灯・龍燈（その6）

番	地区	建立年		特記事項	備考
		常夜灯	龍燈		
104	新原	不明 ※昭和 30 年(1955)に 現在地へ移転	—		
105	大平	平成 4 年 (1992)	—	毎月 17 日のお日待ちの日に常夜灯にろうそく点灯	
106	大平	文化 2 年 (1805)	—		
107	堀谷	—	明治 7 年 (1874)	(下堀谷は廃村)	
108	堀谷	不明	—		
109	堀谷	不明	—		

図2-11-23 位置図

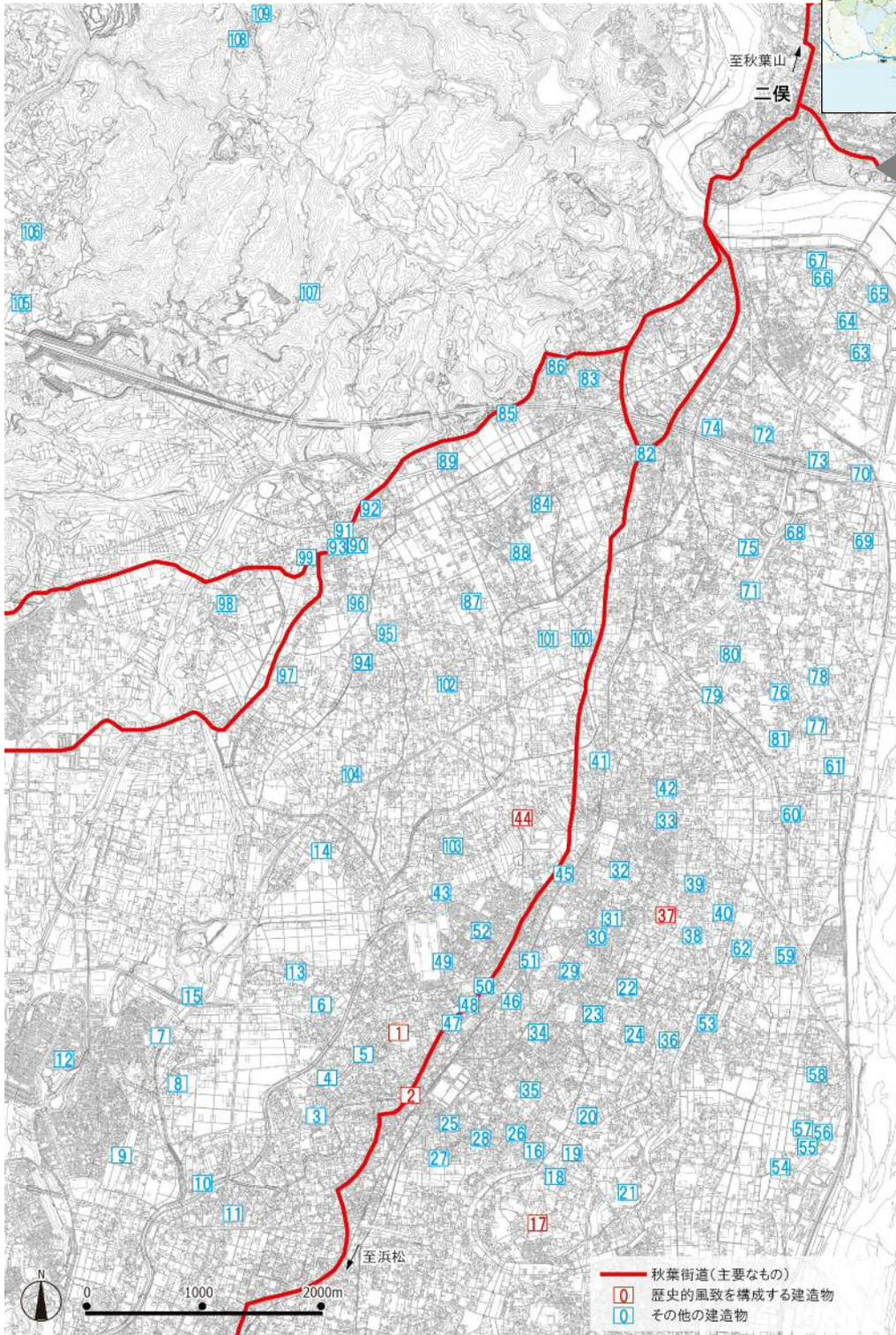
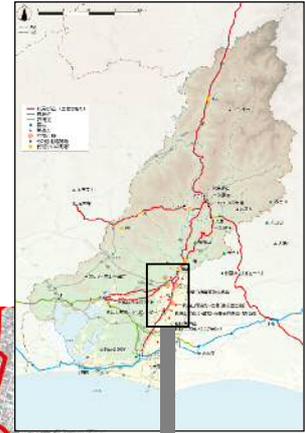


図2-11-24 浜北地域の秋葉街道と秋葉山常夜灯・龍燈 (番号は表 2-11-2 と一致)

(3)秋葉信仰に関連する活動

①秋葉山の火まつり

12月15、16日には、秋葉神社上社と秋葉寺でそれぞれ火まつり¹が開催される。上社では15日午後の御阿禮祭と、16日深夜の防火祭での神職による弓の舞・剣の舞と火の舞という三つの舞が執り行われる。この三つの舞は代々神職の家系で受け継がれている。弓の舞では五本の矢を東西南北と天井に向けて放ち、新年の五穀豊穡を祈願する。剣の舞では両手に持った二振りの剣で穢れを祓う。火の舞では、本殿の御神灯から松明に火を移し勇壮に振りかざすことで、火難のほか諸厄諸病を焼き払うという。まつりの最後には参列者に使用済の道具が配られ、これが縁起物とされる。

秋葉寺では、15日と16日夜に読経があり、屋外での大護摩焚きがある。15日昼から地域の檀家たちが準備を始める。日が落ちたころから行事が始まり、大きな焚火の上には四方から支えられて凧が揚げられる。炎が熾火となったところで火渡りが行われ、こちらは参列者も希望すれば参加できる。深夜には、七十五膳供養という秘法が執り行われるが、非公開となる。ほかに、可睡齋(袋井市)をはじめ、浜松市内の複数の寺でも、火まつりが催されている。

『東海道名所図会』は秋里籬島が著し寛政9年(1797)に刊行された東海道沿道の地誌であるが、秋葉山について月ごとの二十四日の縁日とて、山籠り、夜参の御千度、跣足参り、塩断、寒垢離を紹介し、周辺には旅籠が軒を連ね、山上山下に茶店が賑わっていると記し、「年ごとの例祭は十一月十日より十六日に至る(旧暦)。この夜丑の時、社頭の後なる白洲において、火鎮の神祭あり。御神楽、御湯を捧ぐる。その時節は、参詣の拝見を禁ず。それより七十



図2-11-25 秋葉神社の火まつり(火の舞)



図2-11-26 秋葉神社の火まつり(手筒花火の奉納)



図2-11-27 秋葉寺の火祭り(大護摩焚き)



図2-11-28 秋葉寺の火祭り(火気の勢いで舞上がる凧)

¹ 秋葉神社では「火まつり」、秋葉寺では「火祭り」と称しているが、ここでは、合わせて表現する場合には「火まつり」と表現することとする。

五膳の神供を備う。(中略)参詣の輩遠近をいわず、山坊に一夜籠もり、社前に敬礼すること、稲麻竹葦(多くの者が群がって入り乱れる)のごとし。道中の賑わい、馬、竹輿の繁昌、おびたしくぞ見えにける。」と表現している。当時のにぎやかさと、まつりの期間が長かったことが知られる。

現在、火まつりの行われる両日には特に、近隣の人々のみでなく、遠州一円から多くの人々が参拝に訪れる。辺りが暗くなり、坂下集落を通る表参道の常夜灯にも火が入ると、かつて多くの参詣者が通った道が、そのころの夜の風情を醸し出す。近年は天竜川本流沿いの国道152号からスーパー林道を通じ、車で直接上社への参拝が可能になり、また、火まつり当日は西鹿島駅から山頂の上社まで臨時バスが運行されるなど参詣しやすくなったが、この日ばかりは表参道を歩いて参詣する人の姿が増える。また、旧春野町立南中学校の生徒は、火まつりの日、受験の合格を願って仲間と登山していたともいう。

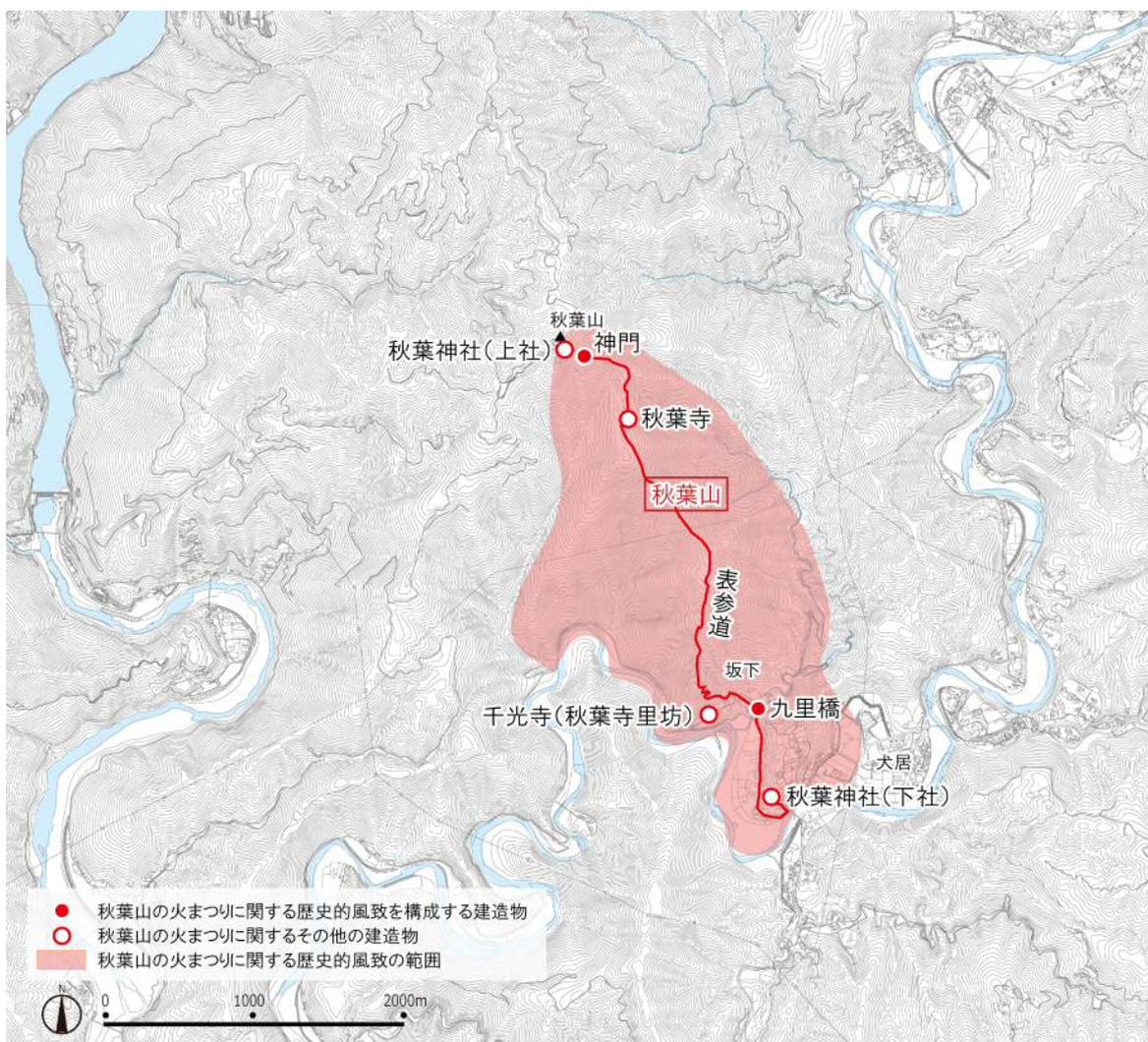


図2-11-29 秋葉山の火まつりに関する歴史的風致の範囲

②秋葉山常夜灯と龍燈にみる秋葉信仰の継承

(秋葉信仰に関わる集落での祭祀と秋葉山常夜灯と龍燈の維持、建立)

市内一円、また遠江から東三河にかけては、江戸時代中ごろ以降、秋葉山常夜灯の建設が盛んに行われ、建設した講や集落ごとに祭祀や信仰に基づく活動が継続してきた。寛政9年(1797)に刊行された『東海道名所図会』には、「近年都鄙(都や地方)の参詣、暑寒を嫌わず、蟻のごとく道につどい、秋葉講とて国々県々にて、多くの人数を聚め、月参には宿々の泊札、辻々別れ路の標石、あるいは石灯炉を建てて常夜を照らす。」と記されている。常夜灯は電灯に替わった個所がほとんどだが、浜北地域では、現在でも夜間に点灯し、四辻などを照らしているところが少なくない。また、各地区で代参や祭祀が続けられ、秋葉山常夜灯及び龍燈の維持や建て替えなど、秋葉山への信仰を体現する営みが続いている。

ア. 秋葉さまを祀る火

秋葉街道沿いに多くが建立された秋葉山常夜灯及び龍燈は、秋葉山へ参詣する人々の道しるべ、夜道の案内であったと同時に、その地区の人々にとっては、秋葉さまのお札を納め、お参りする信仰の場であるとともに、火を灯すことによって防火意識を高めることにもつながるものであった。そのため、昔は毎晩当番でこの常夜灯の灯明皿の油に火を灯したり、ろうそくに火をつけたりすることが行われていたが、大正期以降、多くの場所が電灯に変わっていった。

小林上地区や寺島南地区などにある秋葉山常夜灯や龍燈は、現在では電灯にかわったものの、今でも夜間に点灯するものの一つである。『土のいろ 第13巻2号』(昭和11年(1936)発行)には、「秋葉燈籠」と題して、「遠州地方は何処でも、秋葉神社を崇拝すること非常なもので、区で代参をたててゐる所が多い。(中略)又、各地に秋葉燈籠があつて、現今では、電燈が点つてゐるが、以前には、区内で廻り番で、毎夜、燈明を点じて、遙かに秋葉様を祭つたものである。この燈籠には、中々美しい建物がある。」と記載されており、これらの地区の常夜灯も、古くから火を灯していたことが伺える。

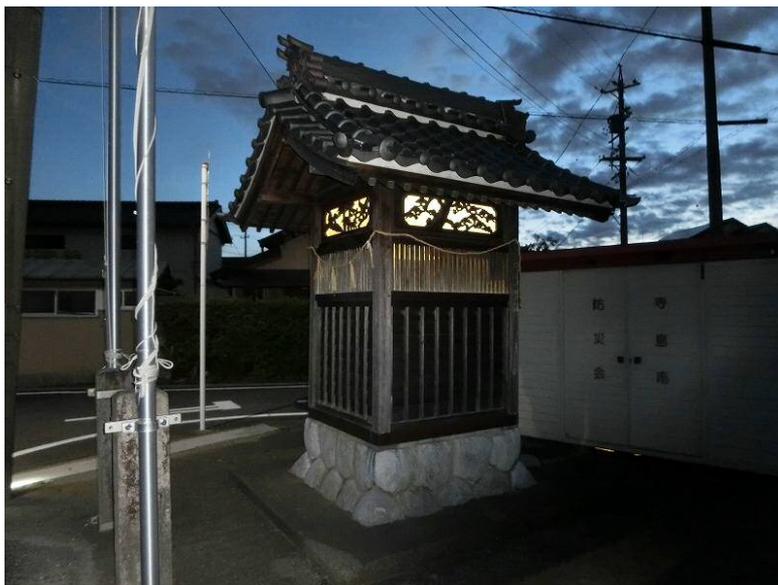


図2-11-30 点灯する常夜灯(寺島南(山王組))

また、明和5年(1768)の秋葉山常夜灯が残る寺島南地区の山王組では、昭和20年代までは毎夕、ろうそくを立て明かりを灯したという。寺島南地区の山王組と門前西・間渡組の龍燈の中には、秋葉山常夜灯のほかに、それぞれ「阿き者山」「秋葉神社」と表記された、かつて使用されていた木製の灯明箱¹が残っており、常夜灯に灯明を灯していたことを物語っている。また、東美^{ひがし} 蘭^み地区の東美蘭西組の龍燈内に残る灯明箱には、「維時大正四乙卯年(1915)十一月十三吉日」と刻まれており、そのころには、地区の住民が灯明箱を持ち、火を灯しに来ていたことが伺える。こうした灯明箱は、形状は様々であるが、ほかでも残されている地区があり、また、現在でも灯明箱を使用している地区がある。宮口讓栄地区の新屋組では、今でも龍燈の中の瓦製灯籠に、毎日、地区の人が交代でろうそくで火を灯して拝んでいる。新屋組でも灯明箱を使用しており、蓋の裏面には「平成拾老年(1999)五月」と墨書きされている。このとき新調されたため、古いものは残っていないが、それまで使っていた灯明箱を参考にして地域の職人が作成したものだという。新屋組でろうそく当番が続いていることは、昭和58年(1983)に浜名高等学校史学部が発行した『伎倍 第九号』にも記されている。そのほかにも、昭和59年(1984)発行の総合雑誌『東海展望』では、根堅地区にある八幡大菩薩の鳥居前の秋葉山常夜灯も、当時既に電灯であったようだが、夜に明かりが灯ることが記載されており、現在も、自動点灯となっているが、毎晩明かりがつく。

また、火の灯し方は地区によって様々で、常夜灯の高さが高い場合、火袋部分に電灯を入れている地区もあるが、手の届く基壇部分などでろうそくに火を灯し、灯明をあげてお参りしている地区もある。小松八幡地区は、今でも町内会の各家庭に灯明箱が廻り、毎日交代でろうそくで灯明をあげ、お参りをしている。かつては火袋部分に灯明を灯していたが、よじ登って灯すので危険だということで、数十年前から基壇部分にろうそくを灯すようになったという。そのほか、内野上地区などにも基壇の部分にろうそくを立てて灯明を灯し、毎日順番でお参りを



図2-11-31 灯明箱(寺島南(山王組)) (扉部分には「阿き者山」の文字を万葉仮名の崩し字で小さな穴でかたどっている。)



図2-11-32 灯明箱(寺島南(門前西・間渡組)) (扉部分には「秋葉神社」と朱書きされている。)



図2-11-33 灯明箱(寺島南(門前西・間渡組))の内部 (内部には油を入れたと考えられる灯明皿が残る。)



図2-11-34 小松八幡のお参りの様子

¹ 灯籠などに火を灯すための道具や油などを運ぶ箱。写真のような形状のものは、中に小皿やこれを固定する足部分が残されているため、油などを入れて運ぶのに使われたことは推測できるが、火を灯して運んだのかなど、使用方法の詳細は不明である。写真のような形状のものほか、上部が開いたものや、上から蓋をする形状のものなどがある。現在使用しているところは、灯明箱の中にろうそくなどの道具類を入れて運ぶのに使っており、灯明箱が回ってくると、当番として火を灯しに行く。

している地区がある。

秋葉山常夜灯や龍燈^{りゅうとう}へ火を灯す行為は、時代の流れのなかで電灯に変わった地区も多く、やめてしまったところもあるが、浜北地域には今なお継続している地区が多数存在している。

イ. 秋葉山^{あきはさん}への代参と地区における秋葉信仰に関わる祭祀

秋葉山常夜灯及び龍燈^{りゅうとう}は、村内の安全を祈るシンボルとも言えるものであり、秋葉山のお札を祀り、お参りをする対象でもある。浜北地域内の集落では、代表者が秋葉山¹へ詣でて、お札を授かり、秋葉山常夜灯及び龍燈^{りゅうとう}へお札を納めたり集落のうち必要な家々にお札を配る「代参」や、秋葉山の当たり日またはこれに近い休日に各集落の秋葉山常夜灯のところで幟を立て、祭祀を行っているところが多い。

小林上^{こぼやしかみ}地区では、1月中旬(通常は1月の第2日曜日)に、秋葉山常夜灯のところで、小林上秋葉神社祭典が行われる。また、この祭典(祭祀)に先立ち、地区の代表者が秋葉神社へ代参する。秋葉神社でお札を授けてもらい、秋葉山常夜灯に納めるとともに、小林上地区の公民館の台所にも納め、また、各家庭にもお札を配る。

代参は、地区の代表者が秋葉神社に参り、奉納帳に「大奉」と記される少し大きなお札と、各家庭に配るお札を授けてもらう。小林上地区では、代参を現在は12月に行っているが、かつては、1月に入ってから、祭典の少し前に行っていたという。

祭典では、常夜灯の傍に幟を立て、海・山・里のものや果物、お神酒などのお供えものをし、常夜灯の火袋部分に注連縄を巻くとともに、秋葉神社から授かったお札を常夜灯に納め、宮司を呼んでお祓いを受け、地区の代表者が集まって常夜灯に向かってお参りする。秋葉神社から授かったお札もここでお祓いを受け、祭典のあと、各家庭に配られる。代参やこうした祭祀がこの地区でいつごろから行われていたかは定かでないが、祭祀の際に立てる幟には、「昭和三十八年(1963)」と奉納した年が記載されており、このころには既に行われていたことがわかる。

小林上地区と同様の祭祀や秋葉山への代参は、小松八幡^{こまつやわた}地区や、ほかにも多くの地区が、1年のうち、それぞれほぼ決まった時期に行っている。

代参並びに祭祀を今でも行っている小松八幡地区では、代参の際に記載してもらう奉納帳などを保存する、「明治四拾三歳(1910)弍月拾四日」と書かれた箱を現在も使用しているほか、祭祀の際に立てる幟には、「昭和三十五年(1960)一月」と記載されており、このころに



図2-11-35 小林上秋葉神社祭典の様子

¹ 秋葉神社(上社・下社)か秋葉寺。ほとんどの地区が秋葉山へ参拝するが、なかには、浜名区小松の小松秋葉神社へ参拝するところもある。

は既に祭祀が行われていたことがわかる。

寺島地区では、秋葉神社に代表者が代参し、授かったお札を龍燈や常夜灯に祀るとともに、毎年1月28日か前の日曜日に、龍燈や常夜灯の前に幟を立て、祭典を行っている。寺島南地区の門前西・間渡組の龍燈内には、蓋の内側に「秋葉神社幟箱 昭和十年(1935)二月」と記載された幟箱が残されており、当時の幟は残されていないものの、このころには幟を揚げて祀っていたことがわかる。



図2-11-36 寺島南(門前西・間渡組)の祭典の様子

また、東美蘭地区の東美蘭西組も、代参及び祭祀を現在も続けているが、龍燈内には、明治42年(1909)に秋葉神社代参講を結成した際の文書や、昭和9年(1934)の秋葉山代参帳、「紀元二千六百年」と記された、昭和15年(1940)に、祭典の際に掲げる幟を寄付したことを記した板書きが残されており、この地区でも、このころにはこうした祭祀が行われていたことがわかる。

小松秋葉神社では、毎年1月28日に例大祭(春の大祭)を行っているが、これに先立ち、代参として、秋葉山の秋葉神社上社へ地区の代表者がお参りに行き、お札やお守りを授けてもらう¹。昭和36年(1961)4月1日発行の『浜北町勢要覧』には、小松秋葉大鳥居の前の祠に、代参で授けてもらったお札が納められている写真が残っている。



図2-11-37 小松秋葉大鳥居とお札が納められた祠(浜北町勢要覧(1961年版)より)

小松秋葉神社では、例大祭の際、祭祀のほかに、各家庭で用いた正月飾りや古いお札などを引き取ったり²、参拝者に、秋葉山の秋葉神社から授けてもらった新しいお札を販売しており、当日は、小松の集落だけでなく、周辺からも人々が集まって賑わう。



図2-11-38 例大祭でのお札等販売



図2-11-39 小松秋葉神社例大祭



図2-11-40 例大祭当日の小松秋葉神社小松秋葉大鳥居

¹ 小松秋葉神社では、例大祭の際、お札やお守りを買い求めにくる人が多くいるため、神社に納めたり、当該地区の各家庭に配るお札だけでなく、販売用のお札やお守りも授けてもらってくる。

² 浜松地域では、正月飾りの焼納は秋葉神社関連の場所で執り行われることが多い。

こうした、代参や祭祀など、1年のうち各地区で決められた時期にのみ行う営みは、前掲の地区以外でも多くの地区で行われており、幟を立てるのみといった簡易なものも含めると、秋葉山常夜灯や龍燈を管理する各地区のほとんどで今なお行われている。

ウ. 秋葉山常夜灯及び龍燈の維持・建立

市内に残る常夜灯は、古くは江戸時代中ごろの年号までさかのぼることができる。『東海道名所図会』(寛政9年(1797)に刊行)に秋葉山参詣の賑わいや常夜灯が灯されている光景が記されており、このころから盛んになったようである。現在では一つ一つの常夜灯や龍燈に注目すれば、灯明当番や祭祀などが停止されて久しいところもある。しかしながら前述したように、幟立てをはじめ代参や祭祀が継続されている地区も数多く見られ、常夜灯や龍燈に電灯を灯していたり、数は少ないものの、灯明当番が続けられている地区も存在する。秋葉山常夜灯や龍燈は、そうした活動のなかで大切にされ、維持され続けている。

また、建立について一つ一つの常夜灯や龍燈に着目すると、東美蘭地区の東美蘭西組のように、嘉永5年(1852)に最初の龍燈が建てられ、明治21年(1888)に再建され、その後、昭和63年(1988)に改築されたことが棟札などからわかるものもあるが、そうした場所は稀である。しかし、浜北地域内全体を見れば、表2-11-2の秋葉山常夜灯及び龍燈の建立年からもわかるように、道路拡幅などにとまなう秋葉山常夜灯及び龍燈の移転や、改修・新築が、江戸・明治のみならず、大正、昭和、さらには平成、令和の年号で執り行われているところもあり、こうしたことから、秋葉信仰が地域に根付き、現在も続いていることがわかる。

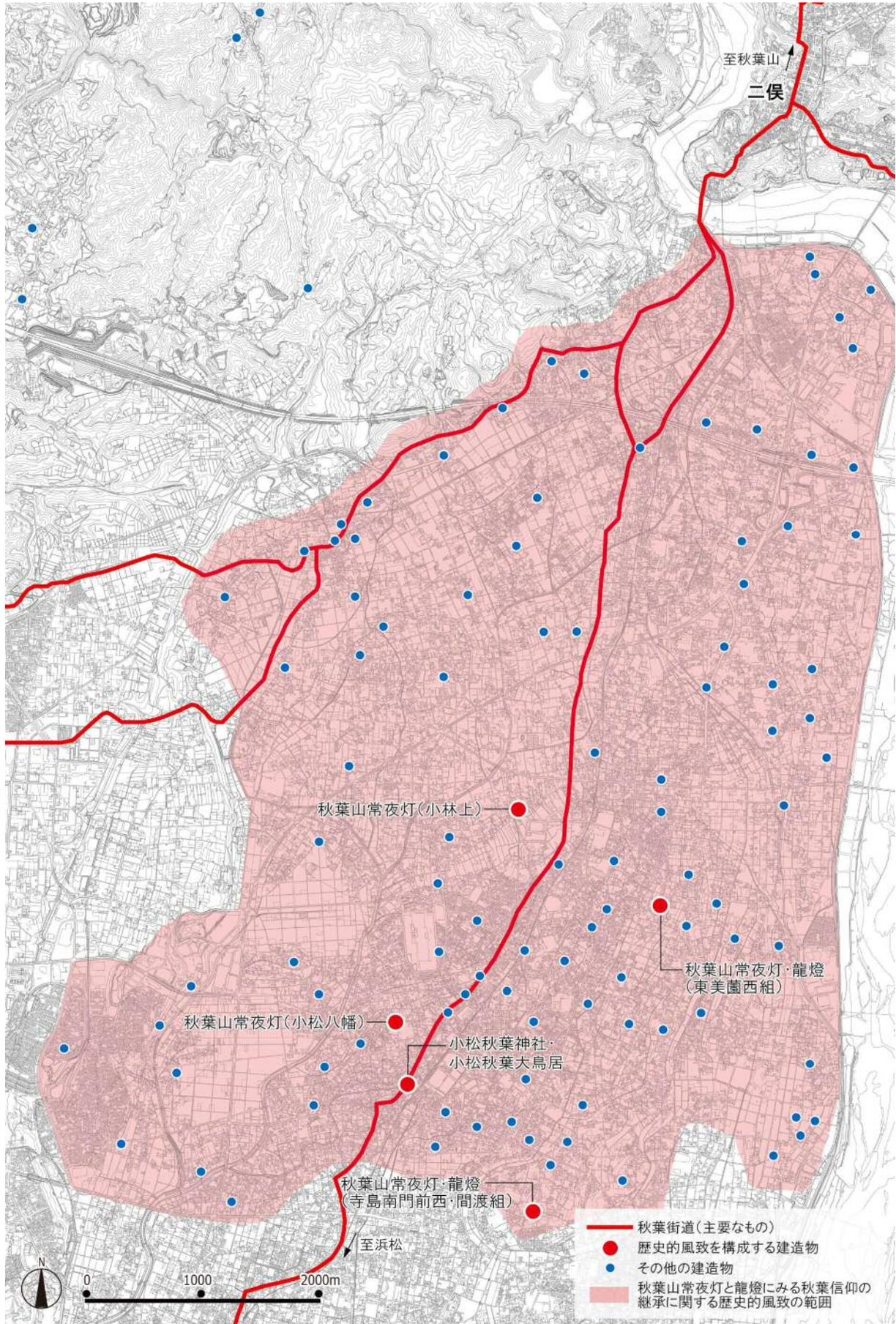


図2-11-41 秋葉山常夜灯と龍燈にみる秋葉信仰の継承に関する歴史的風致の範囲

(4)まとめ

秋葉山^{あきはさん}と秋葉信仰は、浜松市内に信仰の本山があり、かつての信仰の道であった参詣道が各地から秋葉山に向かって集まってきている。江戸時代中期からは、参詣者のための宿場が浜松市内でも活況を呈し、街道沿いには道標や常夜灯が建設された。

天竜川下流と接点^{ふたまた かじま}の二俣・鹿島を基点に扇状地に広がる集落に維持されている秋葉山常夜灯とその鞘堂^{きやどう りゅうとう}(龍燈)とは、江戸時代中ごろから盛んに建設された石製常夜灯にこの地域では、鞘堂として木造瓦葺^{りゅうとう}の龍燈を重ねて常夜灯の保護継承をはかったために良好に残された、秋葉信仰の根強さを物語る建造物である。集落内の神社仏閣の傍や街道交差点にある常夜灯また龍燈は、この地域の特徴的な風物となっている。秋葉山常夜灯は、防火を含めた各集落の安全を願い、また街道を旅する参詣者の案内をするためのものでもあった。常夜灯の祭祀は灯明から電灯へと形を変えたところがほとんどだが、現在でも龍燈^{りゅうとう}の建て替えを含めて常夜灯の維持と祭祀と代参は継承されており、常夜灯の残るこの地域ならではの風景と人びとの営みが、特色ある市街地や集落の景観を形成している。

また、毎年 12 月に秋葉山^{あきはさん}(秋葉神社^{あきはじんじや}上社と秋葉寺^{しゅうようじ})で執り行われる火まつりは、とくに夜半から山頂付近ならではの寒さと静寂に包まれた山の暗闇のなかで、木立に残響するように独特の雰囲気醸し出す。

参詣道としては、山頂付近に通ずるスーパー林道建設後は自動車を利用する参詣路が大きく変わったが、下社や坂下集落、里坊から秋葉寺を経て上社に向かう表参道は、それ以前の景観のまま残されている。現在は徒歩でこの道を利用する参詣者だけでなく、この道が東海自然歩道に認定されたこともあって週末のハイキングでも賑わっている。

こうした、秋葉山と秋葉山常夜灯などの秋葉信仰を象徴する建造物と、秋葉山で行われる火まつりや常夜灯などでの祭祀といった秋葉信仰に関わる活動とは、周囲の静寂と暗闇のなか、畏敬の念と防火への想いが込められた炎に照らされた境内が象徴的な、火まつりの行われる秋葉山の景観や、秋葉山常夜灯などがあちらこちらに残り、夜にはそこに火が灯るなど秋葉信仰の根強さが感じられる周辺の市街地や集落の景観などと一体となって、良好な歴史的風致を形成している。

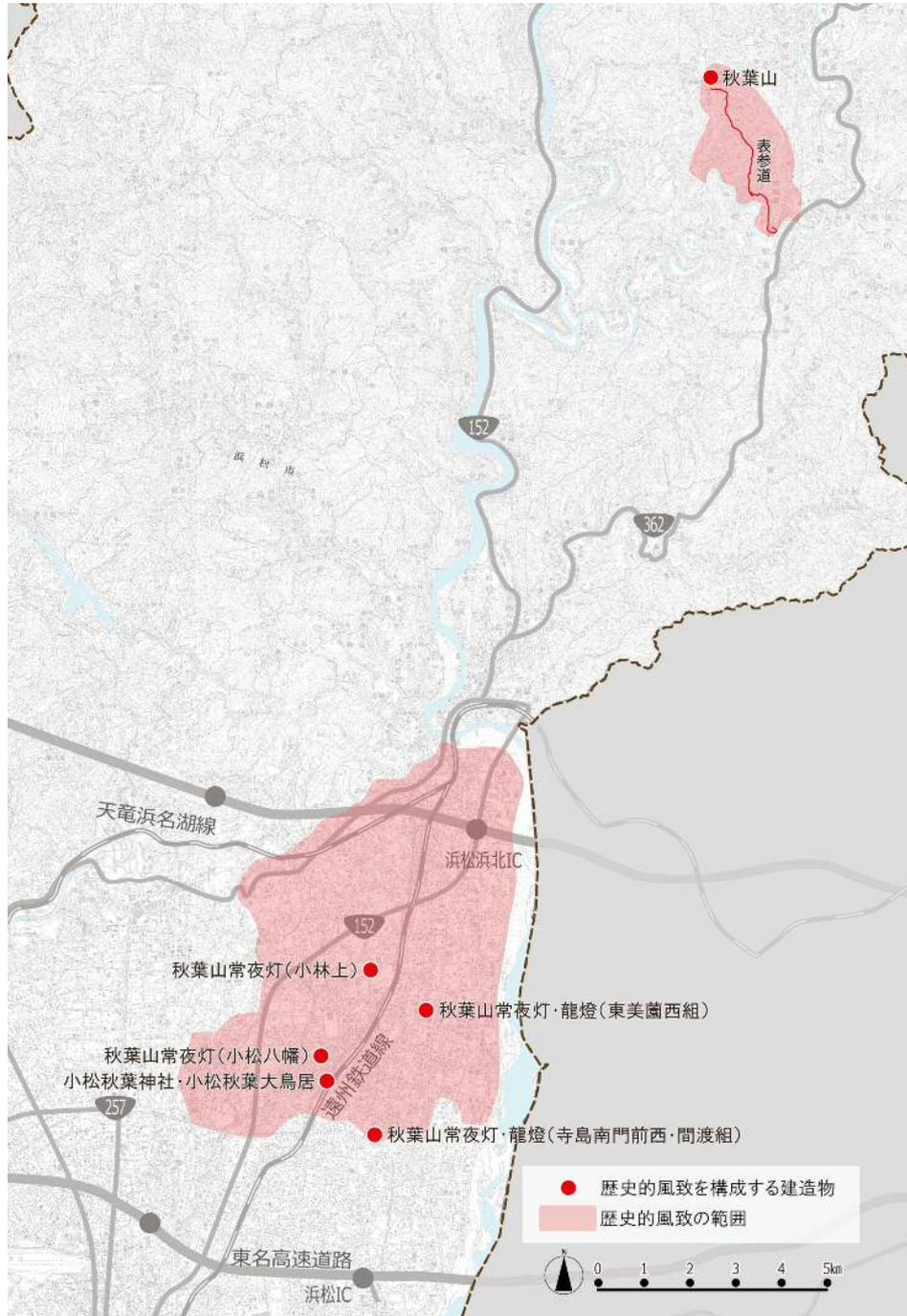


図 2-11-42 秋葉信仰にみる歴史的風致の範囲

浜松市内の秋葉山常夜灯(秋葉灯籠)・龍燈(鞘堂)

本文で紹介した浜北地域以外にも、市内では数多くの秋葉山常夜灯が維持されてきた。一例として、中央区雄踏町山崎の常夜灯は、高さ1.7メートル、石製の柱の四面に「永代秋葉山大権現夜燈」「天下泰平国家安全」「当村中安全祈所」「明和五戊子(1768)九月吉日」とあり、雄踏町内で現存最古となる。火袋部分は木製である。木造瓦葺、入母屋造の龍燈(鞘堂)があり、棟札及び古文書から、慶応2年(1866)に屋根替えしたことが分かっている。また、別の棟札から大正9年(1920)と昭和36年(1961)に移築されていることも分かっている。

この龍燈には、竜や獅子を表現した飾り瓦や臺股の水鳥や木鼻の獺や獅子などの木製彫刻が施され、神社の拝殿を小型化したような丁寧な造りである。龍燈の前に2本の石柱があり、毎年正月三日は「秋葉山大権現」の幟が揚げられる。

そのほかにも、気賀西(浜名区細江町)や金指西(浜名区引佐町)、老ヶ谷(浜名区細江町)、天王東(中央区天王町)など、市内各所に秋葉山常夜灯や龍燈が残されている。



図2-11-43 山崎(中央区雄踏町)の龍燈



図2-11-44 気賀西(浜名区細江町)の常夜灯



図2-11-45 金指西(浜名区引佐町)の龍燈



図2-11-46 老ヶ谷(浜名区細江町)の常夜灯



図2-11-47 天王東(中央区天王町)の龍燈

ほくえん 北遠に残る信仰・伝承

北遠の山岳信仰とヤマイヌ信仰

市域北部の山地には、秋葉山あきはさんのほか、春埜山はるのさん、山住山やまぢみやま、光明山こうみょうさんなど数多くの信仰の場がある。こうした回峰行かいほうぎょうの霊場は、山中の東半に春埜山を中心とする霊場、西半に秋葉山を中心とする霊場がそれぞれ開かれて、春と秋、それぞれの季節ごとに巡行したとする説がある。

春埜山の太光寺や山住山やまぢみの山住神社では、ヤマイヌが信仰されている。ヤマイヌは時に人びとを襲う恐ろしい獣ではあるが、イノシシなどの害獣を退治してくれる頼もしい存在でもあった。太光寺や山住神社では、ヤマイヌを描いたお札が発行されている。

こうしたヤマイヌの信仰は全国に伝わるというが、浜松市内でも広範囲にわたって確認されている。



図2-11-48 ヤマイヌの描かれた山住神社のお札

竜(大蛇)にまつわる伝承

天竜区てんりゅう春野町にある犬居集落いぬいでは、毎年5月5日に「犬居つなん曳」が行われている。

昔、気田川けたがわの増水で堤防が決壊しそうになったとき、氏神の諏訪神社の祭神が竜となって堤防に横たわり、村を守ったとの言い伝えにより始まった行事で、水害や疫病が起こらないことを祈るとともに、今では初子の無病息災を祈願し、初節句を祝う祭りともなっている。竹を加工して40メートルにもなる竜をつくり、これを担いで犬居の街中を練り歩き、初節句のお宅へ練りこみを行う。最後に、街の上手にあたる気田川にかかる犬居橋の上から、災害がないようにとの願いを込めて竜を川に投げ入れて納める。竜は、翌日、環境に配慮して川から引き上げられて片付けられる。

竜蛇伝説は、天竜区春野町の和泉平地区にある新宮池しんぐわいにも伝わる。長者の娘がレンゲをつんだところ、レンゲに化けていた竜の尻尾だったため、竜が暴れて新宮池ができた、新宮池に大蛇が住んでいたなどという伝説などで、新宮池には、ほかに、山頂付近にあるにもかかわらず湧き水が出て池となっていることから、諏訪湖とつながっているという伝説もある。新宮池の傍らにある新宮神社では、毎年7月下旬に祭典が行われ、その際、新宮池に舟屋台が浮かべられ、神秘的な雰囲気を醸し出している。



図2-11-49 犬居つなん曳



図2-11-50 新宮池神事